五　交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書二通（正本及び副本各一通）を速やかに経済産業大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第六条　第四条第一項の通知を受けた福島県（以下「通知福島県」という。）は、交付金交付決定通知書に記載された交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2　前項の規定により申請の取下げをしようとする通知福島県は、第四条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第七条　通知福島県は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告等）

第八条　通知福島県は、交付金事業が完了した日から一月を経過した日若しくは交付金事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日又は第五条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2　通知福島県は、前項の規定により実績報告を行うに当たっては、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3　通知福島県は、第一項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は第五条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第九条　経済産業大臣は、通知福島県から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第四条第一項の規定による交付金の交付の決定の内容及び第五条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、通知福島県に通知するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により通知福島県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4　通知福島県は、第二項の規定による返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項に定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5　経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額の確定をしたときは、交付金事業ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称

二　交付金事業の実施場所

三　交付金事業の概要

四　交付金事業に要した費用及び交付金の額

（交付金の支払）

第十条　交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2　通知福島県は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出しなければならない。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第十一条　通知福島県は、交付金事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（通知福島県が委託した事業を含む。）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の報告の結果、相当の収益が生じたと認められる場合においては、通知福島県に対し、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十二条　通知福島県は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第九条第四項の規定は、前項の返還について準用する。

（交付決定の取消し）

第十三条　経済産業大臣は、第五条第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の規定による決定の内容及びこれに付した条件の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　通知福島県が交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は法令若しくはこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

二　通知福島県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

（財産処分の制限）

第十四条　通知福島県は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　通知福島県は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書二通（正本及び副本各一通）を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第十五条　通知福島県は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。